



国保ガイド

国保（国民健康保険）に加入する人

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者の皆さんがお金を出しあい、医療機関にかかる際の医療費の補助などにあてる助けあいの制度です。

国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。

例えば、お店などを経営している人、農業や漁業などを営んでいる人、パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人、退職して職場の健康保険などをやめた人、3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人（例外あり）で、74歳までの人が加入します。

こんなとき 必ず14日以内に国保の届け出をしましょう！

手続きの際は「本人確認」を行います。

運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

こんなとき	届け出に必要なもの	手続き場所
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき（職場の健康保険に加入していない）	・ほかの市区町村の転出証明書 市民一課 保険年金課 淀江支所地域生活課
	職場の健康保険をやめたとき（被扶養者からはずれたときを含む）	・職場の健康保険をやめた証明書（健康保険資格喪失証明書） 保険年金課 淀江支所地域生活課
	子どもが産まれたとき	・出生届・印かん（朱肉を使うもの） ・国民健康保険証 市民一課 保険年金課 淀江支所地域生活課
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 福祉課 保険年金課
	外国籍の人が加入するとき	・前4項目のうち必要なものに加え、在留カード 市民一課 保険年金課
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	・国民健康保険証 市民一課 保険年金課 淀江支所地域生活課
	職場の健康保険に加入したとき（被扶養者になったときを含む）	・職場の健康保険証 ・国民健康保険証 保険年金課 淀江支所地域生活課
	国保の被保険者が亡くなったとき	・死亡届・印かん（朱肉を使うもの） ・国民健康保険証 市民一課 保険年金課 淀江支所地域生活課

国保をやめるとき	生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書 ・国民健康保険証	福祉課 保険年金課
	外国籍の人が国保をやめるとき	・前4項目のうち必要なものに加え、在留カード	市民一課 保険年金課
その	住所、氏名、世帯主等が変更になったとき	・国民健康保険証	市民一課 保険年金課 淀江支所地域生活課
	修学のために別に住所を定めるとき	・在学証明書（学生証） ・国民健康保険証	保険年金課 淀江支所地域生活課
他	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	・本人確認ができるもの（使えなくなった国民健康保険証）	保険年金課 淀江支所地域生活課

※手続きに必要な保険証は、異動等に該当する人全員分をお持ちください。

※手続きに必要な書類が省略できる場合もありますが、確実な手続きを行うため、書類の提出（提示）にご協力をお願いします。

※出産育児一時金および葬祭費は、他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

●「任意継続被保険者制度」

退職等で職場の健康保険がなくなったとき、国保に加入せず、一定の条件のもとに個人の希望により、2年間に限って継続して加入することができます。

- 届出は、退職してから20日以内に行う必要があります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険は鳥取支部（☎0857-25-0052）、健康保険組合や共済組合等に加入していた人は、各保険者へお問い合わせください。

●加入の届け出が遅れると

- 保険料は国保加入資格を得た月までさかのぼって（最長2年間分の保険料）納めなければなりません。（遡及賦課）
- その間の医療費は全額自己負担となります。

●やめる届け出が遅れると

- 保険料と新しく加入した健康保険の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。
- 国保の資格喪失後の受診により、医療費の給付分が支払われた場合には、医療機関等へ支払われた医療費の給付分を国保に返すこととなります。

1枚で最大3回繰り返し使用できる「リフィル処方箋」

リフィル処方箋とは、症状が安定している人に対して、医師が決めた期間、回数内で繰り返し使用できるように発行する処方箋のことです。対象外の医薬品もあります。詳しくは主治医、かかりつけ薬局にお尋ねください。

保険料を納めましょう

保険料は、国からの補助金などとともに、国保の重要な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

※世帯主が勤務先の健康保険に加入、あるいは、後期高齢者医療制度に加入しているも、世帯員の誰かが国保に加入していれば、**世帯主が納付義務者となります。**

●保険料の納め方

特別徴収

次の条件を全て満たす人は、年金から引き落とされます。

- 世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- 国民健康保険加入者が、全員 65 歳以上 75 歳未満である世帯
- 介護保険料が特別徴収であること
- 介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、対象となる年金の給付額の1/2を超えない場合

ただし、特別徴収の対象者であっても、保険料の滞納がない人であれば、口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の場合は、保険年金課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。

(手続に必要なもの)国民健康保険証、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印、キャッシュカード(※ペイジー口座振替受付サービスを利用する場合)

普通徴収

特別徴収以外の人(口座振替または金融機関などで納付書等により納付)

●今年度の保険料の普通徴収の納期限

期別	納期限	期別	納期限
1期	2024年 7月31日(水)	5期	2024年12月 2日(月)
2期	2024年 9月 2日(月)	6期	2024年12月25日(水)
3期	2024年 9月30日(月)	7期	2025年 1月31日(金)
4期	2024年10月31日(木)	8期	2025年 2月28日(金)

●口座振替

普通徴収の納付方法は、原則「口座振替」でお願いしています。希望される金融機関の窓口にて、手続に必要な次のものをお持ちください。

- 金融機関の通帳
- 通帳お届け印
- 国民健康保険料納入通知書

※保険年金課と淀江支所地域生活課の窓口では、国民健康保険料の口座振替手続にキャッシュカードを使って簡単に手続ができる、ペイジー口座振替受付サービスを行っております。

●納付相談

保険料の納付が困難な場合は、収納推進課(23-5124)に納付相談をしてください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人が加入する医療保険制度です。

運営主体	「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が運営し、申請・届出・保険料の納付などに関することは米子市保険年金課が行います。
対象となる人	75歳以上の人全員が対象となり、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある人は、申出により加入することができます。
対象となるとき	75歳の誕生日当日から(65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、広域連合の認定を受けた日から)
保険証	・1人に1枚交付します。 ・保険証は1年更新で、有効期限は毎年7月31日となります。
保険料の納付	原則として、年金から引き落とされますが、保険料の滞納がない人であれば、口座振替による納付に変更ができます。 口座振替をご希望の場合は、保険年金課または淀江支所地域生活課で手続をお願いします。 (手続に必要なもの) 後期高齢者医療被保険者証、振替口座の預(貯)金通帳と届出印 ※手続した月の3か月以降に支給される年金から、特別徴収が中止となります。 ※年金から引き落としができない人(年額18万円未満等)については、口座振替又は納付書等による納付となります。

マイナンバーカードが保険証として利用できます!

※利用には「マイナポータル」で申し込みが必要です

健康保険証として利用するメリットは、転職・結婚・引越しても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続が完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用でき、限度額以上の医療費の一時支払がなくなります。また、マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することができますようになります。薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得たうえで医療関係者に提供し、より良い医療を受けることができますようになります。(厚労省HPより)

お問い合わせ・ご相談は

保険年金課 ☎23-5122 (国保、後期高齢者医療制度等)
 収納推進課 ☎23-5124 (納付相談等)
 ☎23-5161 (口座振替等)